

有機溶剤の法定表示

見やすい場所に掲示し、従業員への周知徹底

①取扱い上の注意事項（平成27年1月1日変更）

<改正後の提示の例>

一 有機溶剤等使用の注意事項 有機溶剤の人体に及ぼす作用 主な症状				
(1) 頭痛	(2) けん怠感	(3) めまい	(4) 貧血	(5) 肝臓障害

二 有機溶剤等の取扱い上の注意事項				
(1) 有機溶剤を入れた容器で使用中でないものには、必ず、ふたをすること	(2) 当日の作業に直接必要な量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと	(3) できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること	(4) できるだけ有機溶剤等を皮膚にふれないようすること	

三 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置				
(1) 中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること	(2) 中毒にかかった者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること	(3) 中毒にかかった者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと	(4) 中毒にかかった者の呼吸が止まつた場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして	心肺蘇生を行うこと

※早期に修正または差し替える。傍線部は変更箇所。

②作業主任者

●作業主任者の職務と氏名の表示

有機溶剤 作業主任者の職務	
1. 作業に従事する労働者が有機溶剤により汚染され、又はこれを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること 2. 局所排気装置、ブッシュブル型換気装置又は全体換気装置を1月を超えない期間ごとに点検すること 3. 保護具の使用状況を監視すること 4. タンクの内部において有機溶剤業務に労働者が従事するときは、第26条各号に定める措置が講じられていることを確認すること	
作業主任者 氏名	

③有機溶剤等の区分

●有機溶剤等の区分の表示（色分け）



第一種（赤） 第二種（黄） 第三種（青）